

通関士
パーフェクト講座

パーフェクトテキスト

Perfect Text Part 1

※このテキストは、無料体験用に特別に編集してあります。



ガイダンス



一 通関士とは

貿易立国日本の輸出入貨物は、原則として財務省が管轄する税関に申告書を提出し輸出入の許可を受けなければならない。これらの手続をはじめとする諸手続のことを通関手続という。通関士はこれら通関手続の最終的な責任者であり、通関手続や関税法等に関する高度な専門的知識と技能を有するプロフェッショナルである。また、通関士試験は貿易実務に関する資格の中で唯一の国家試験である。

二 通関士試験の内容総論

1 難易度

最近の通関士試験の受験状況は以下のとおりである。

近年、通関士試験の受験生は1万人前後で安定している。合格率は、平成18年度以降の流れを汲み、10%前後で推移していくであろう。

	受験者数	合格者数	合格率
平成13年	9,970人	1,050人	10.5%
平成14年	9,973人	2,848人	28.6%
平成15年	10,001人	1,211人	12.1%
平成16年	10,191人	1,920人	18.8%
平成17年	9,953人	2,466人	24.8%
平成18年	10,357人	725人	7.0%
平成19年	10,695人	820人	7.7%
平成20年	10,390人	1,847人	17.8%
平成21年	10,367人	807人	7.8%
平成22年	9,490人	929人	9.8%

2 出題形式

通関士試験の出題形式は、「選択式」、「択一式」、「計算式」および「申告書」の4つの形式があり、各科目ごとに異なる形式の問題が出題されるが、いずれの出題形式もマークシートにより解答する。

「選択式」は、与えられた肢から適切な語句を選択する、いわゆる穴埋め形式の「語群選択式」の問題と、5つの肢の中から複数の解答を選択する「複数選択式」の問題がある。「複数選択式」はすべての科目で出題される。

「択一式」は、5つの肢の中から解答を1つ（ふさわしい解答がない場合には「0」）を選び解答する方式である。この方式もすべての科目で出題される。

「計算式」は、課税価格や税額を計算し解答する方式である。この方式は3科目目の通関実務でのみ出題される。

「申告書」は、与えられた資料をもとにNACCS申告による輸出申告書、輸入申告書の必要事項を選択または記入させる方式である。この方式も3科目目の通関実務でのみ出題される。

【語群選択式問題例】

第4問 次の記述は、通関業法第1条（目的）の規定に関するものであるが、（ ）に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

通関業法は、通関業を営む者についてその業務の（イ）、通関士の設置等必要な事項を定め、その業務の（ロ）な運営を図ることにより、（ハ）の申告納付その他貨物の（ニ）に関する手続の（ロ）かつ（ホ）な実施を確保することを目的とする。

- ① 円 滑
- ② 関 税
- ③ 関税及び消費税
- ④ 関税・内国消費税及び地方消費税
- ⑤ 管 理
- ⑥ 基 準
- ⑦ 規 制
- ⑧ 規 則
- ⑨ 効果的
- ⑩ 効率的
- ⑪ 迅 速
- ⑫ 通 関
- ⑬ 的 確
- ⑭ 適 正
- ⑮ 貿 易

【複数選択式問題例】

第6問 次の記述は、関税法における用語の意義に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 附帯税とは、関税のうち延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税をいう。
- 2 特定委託輸出申告とは、輸出しようとする貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者に委託した者が当該貨物を保税地域に入れた後に行う関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の申告をいう。
- 3 特定保税運送者とは、認定通関業者又は国際運送貨物取扱業者をいう。
- 4 保税蔵置場に置かれている外国貨物の一部を、認定通関業者が成分分析のために当該保税蔵置場内で消費する行為は、輸入とみなされる。
- 5 特殊船舶とは、本邦と外国との間を往来する船舶のうち外国貿易船以外のものをいう。

【択一式問題例】

第16問 次の記述は、関税率表の所属の決定に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 第51.01項の羊毛には、カシミアやぎの毛も含まれる。
- 2 第61.11項の乳児用の衣類及び衣類附属品には、乳児用のおむつを含まない。
- 3 第71類の貴金属とは、金及び銀をいい、白金は含まない。
- 4 第87.12項の自転車には、幼児用自転車も含まれる。
- 5 第97.03項の鋳像には、大量生産した複製品も含まれる。

3 出題科目、試験時間、配点および出題形式

出題科目は3科目あり、平成23年度の科目ごとの試験時間、配点、出題形式は以下のようになっている。

試験科目	試験時間	配点	出題形式
通関業法	50分	40点	選択式10問(30点)
			択一式10問(10点)
関税法等	100分	50点	選択式15問(35点)
			択一式15問(15点)
通関実務	90分	30点	申告書2問(15点)
			選択式5問(5点)
			計算式5問(5点)
			択一式5問(5点)

4 科目ごとの特徴

(1) 通関業法

比較的理解しやすい科目なので、確実に得点していきたい。平易な問題が多いが、細部から出題されることもある。

(2) 関税法等

最も問題数が多く、また、細かい知識を要求される科目である。範囲が広いため、学習時間の大半をここで費やすことになる。語群選択式の問題では、条文の文言を正しく選択できるかがポイントになる。

なお、近年の出題内訳は、おおむね以下の通りである。

関税法 約 19 問

関税定率法 約 6 問

関税暫定措置法 約 1 問

外為法等 約 2 問

関税率表解釈通則 約 1 問

NACCS 法 約 1 問

(3) 通関実務

申告書の作成は、合否を左右する最重要問題である。貨物の分類がきちんとできているかがポイントになる。また、計算式では計算方法をしっかりと身に付け、確実に得点したい。関税率表の所属の決定などの問題の対策としては、「勘」で解答するのではなく、繰り返し問題を解いていく中で、正解を導き出す感覚を養うことが肝要である。

なお、申告書につき、平成 23 年度は、輸出申告書 1 問、輸入申告書 1 問が出題されている。

また、申告書以外の近年の出題内訳は、おおむね以下の通りであった。

輸出入通関等 約 7 問

税額等の計算 約 2 問

課税価格の計算 約 3 問

貨物の分類等 約 3 問

2 出願手続

例年、通関士試験は以下の要領で実施される。

(※ 平成 24 年の試験要領については、7 月上旬に税関より発表される予定である。)

願書配布	7 月上旬
願書受付	8 月上旬の 2 週間
試験日	10 月上旬から中旬の日曜日
合格発表	11 月下旬
問い合わせ先	各地の税関の通関業監督官

試験実施地	受験願書の提出先	所在地	電話番号
北海道	函館税関 通関業監督官	〒 040-8561 函館市海岸町 24-4 函館港湾合同庁舎	0138-40-4259
新潟県	東京税関 通関業監督官	〒 135-8615 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-3599-6356
東京都			
宮城県	横浜税関 通関業監督官	〒 231-8401 横浜市中区海岸通 1-1	045-212-6051
神奈川県			
静岡県	名古屋税関 通関業監督官	〒 455-8535 名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎	052-654-4005
愛知県			
大阪府	大阪税関 通関業監督官	〒 552-0021 大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎	06-6576-3251
兵庫県	神戸税関 通関業監督官	〒 650-0041 神戸市中央区新港町 12-1	078-333-3026
広島県			
福岡県	門司税関 通関業監督官	〒 801-8511 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎	050-3530 -8371
熊本県	長崎税関 通関業監督官	〒 850-0862 長崎市出島町 1-36	095-828-8628
沖縄県	沖縄地区税関 通関業監督官	〒 900-0001 那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎	098-862-8658

※ LEC では願書提出の代行はしていませんので、各自で忘れずに手続を済ませてください。

第 1 編

関税法



第1章

定義

◆学習のテーマ◆

ここでは、関税法上使用される専門的な用語の定義について学習する。特に、「輸入」と「輸出」の定義は、これから学習していく内容の前提知識として重要であり、試験でも直接問われるところである。また、通関手続の中で使われる基礎的な用語についてもここでその定義を学んでおこう。

◇出題傾向◇

関税法等の複数選択式もしくは択一式の第1問が定義の問題であることが多い。簡単な問題がほとんどであるが逆に落としてはならないところでもある。また、語群選択式でもズバリ定義を問う問題が出題される可能性も高い。

一 総論

1 関税とは

関税とは、外国から輸入され、または外国に輸出する貨物に対して賦課する租税である。関税は、他の租税と同様に国家収入の確保を目的として課されるものだが、一方で国家の経済政策を目的として課されるところに大きな意義がある。そして、今日ではわが国の財政収入に占める関税収入の割合は減少し、むしろ輸入貨物に対して国内産業を保護するために関税が課されているといえる。したがって、各品目の関税率はそれぞれの国内産業の国際競争力を反映したものとなっている。

さらに、わが国の関税行政は、国内生産者の保護を図りつつも、他方で国民生活の保護や良好な対外関係の維持にも重点が置かれ、関税率の引下げを段階的に図っている。

また、関税は、不当廉売関税や緊急関税等の特殊関税により輸出国における不正な貿易を是正する側面も有している。これらの特殊関税について、詳しくは、パーフェクトテキスト Part 2 で学習する。

2 関税法の目的

関税法は、その第1条で国家が関税を徴収するための根拠規定として、その具体的な手続について規定し、さらに貨物の輸出と輸入についての国の政策上必要な規制を規定していることを示し、関税法が税法であると同時に通関法であることを明らかにしている（関税法1条）。

したがって、関税法については、関税に関する税法としての面と貨物の輸出および輸入に関する通関法としての面の両面を学習していくことになる。

重要条文 CHECK

関税法は、関税の**確定、納付、徴収**および**還付**ならびに貨物の**輸出**および**輸入**についての税関手続の**適正な処理**を図るため必要な事項を定めるものとする。

MEMO

二 輸入・外国貨物とは

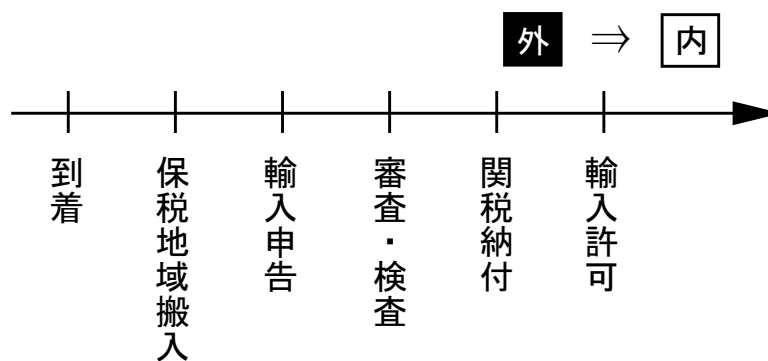
関税法上の「輸入」および「外国貨物」の定義は、次のとおりである（関税法2条1項1号、3号）。

輸入… **外国貨物** を本邦に引き取ること

外国貨物… ①外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で
輸入が許可される前のもの
②輸出の許可を受けた貨物

輸入とは、「外国貨物を本邦に引き取ること」をいうが、当該「引き取ること」とは、外国貨物が事実上関税法による拘束から離れて内国貨物となることをいう。輸入の対象となる貨物は、外国貨物であるが、上記①に「外国の船舶により公海で採捕された水産物」が含まれているのは、当該水産物を本邦に引き取ることが一般の外国から来た貨物を本邦に引き取ることと差異はないため、これを輸入の対象としたものである。ここで、次の典型的な輸入手続の流れの中で、どの時点で「外国貨物」が「内国貨物」となるのかについて理解しよう。

<輸入の手続の流れ>



三 輸出・内国貨物とは

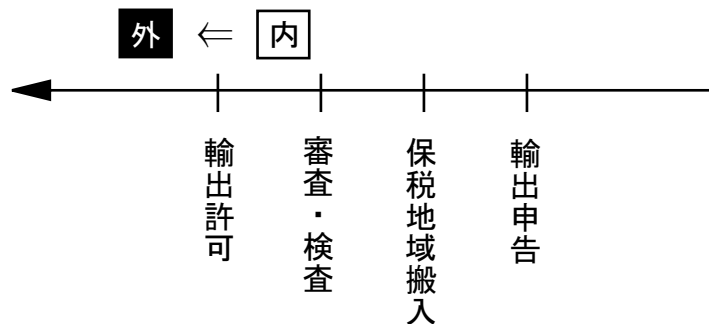
関税法上の「輸出」および「内国貨物」の定義は、次のとおりである（関税法2条1項2号、4号）。

輸出… **内国貨物** を外国に向けて送り出すこと
 内国貨物… ①本邦にある貨物で外国貨物でないもの
 ②本邦の船舶により公海で採捕された水産物

輸出とは「内国貨物を外国へ向けて送り出すこと」をいうが、これは本邦にある内国貨物を外国に向けて送り出す一連の行為を輸出としているのである。

輸出の対象となる貨物は、「内国貨物」であるが、これはまず本邦にある貨物は原則として内国貨物であるとしたうえで、例外として保税地域に置かれている外国貨物等は除外するという消去法によっている。次に、本邦の船舶により公海で採捕された水産物は、厳密には本邦内にあった貨物ではないが、その経済的な意義からこれも内国貨物とされる。

<輸出の手続の流れ>



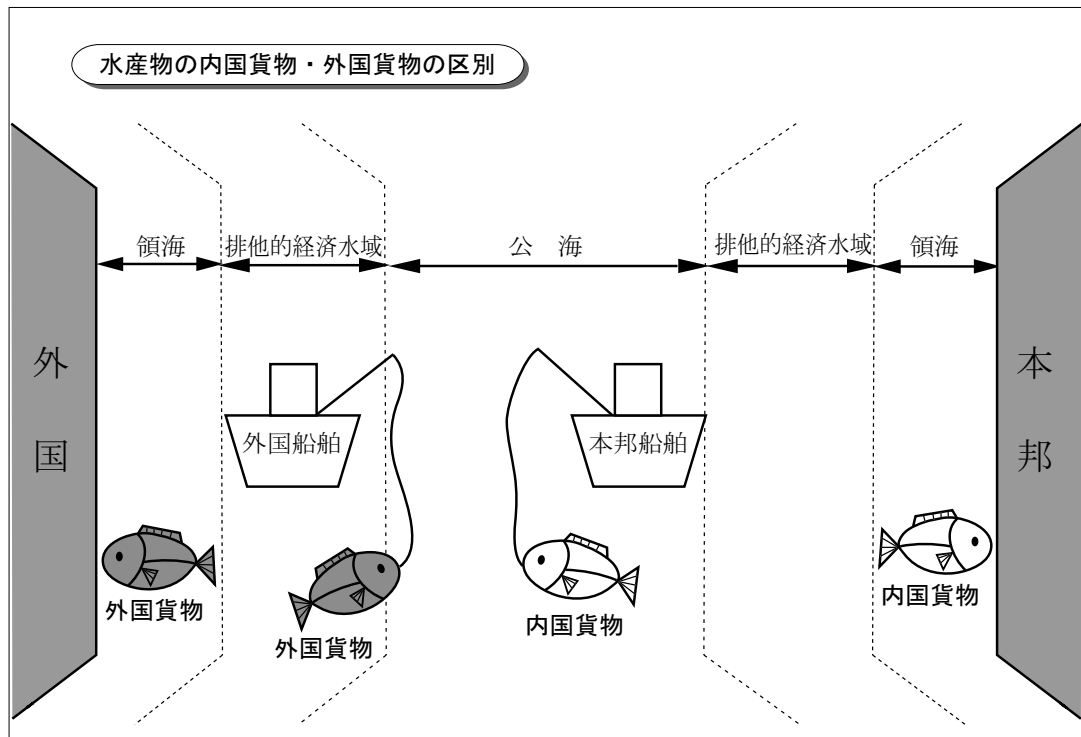
重要条文 CHECK

- 1 輸出とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。
- 2 内国貨物とは、本邦にある貨物で外国貨物でないものおよび本邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。※

※ 公海で採捕された水産物には、本邦の排他的経済水域の海域および外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を含む（関税法2条2項）。詳しくは、本章四で学習する。

四 水産物に係る外国貨物・内国貨物の区別

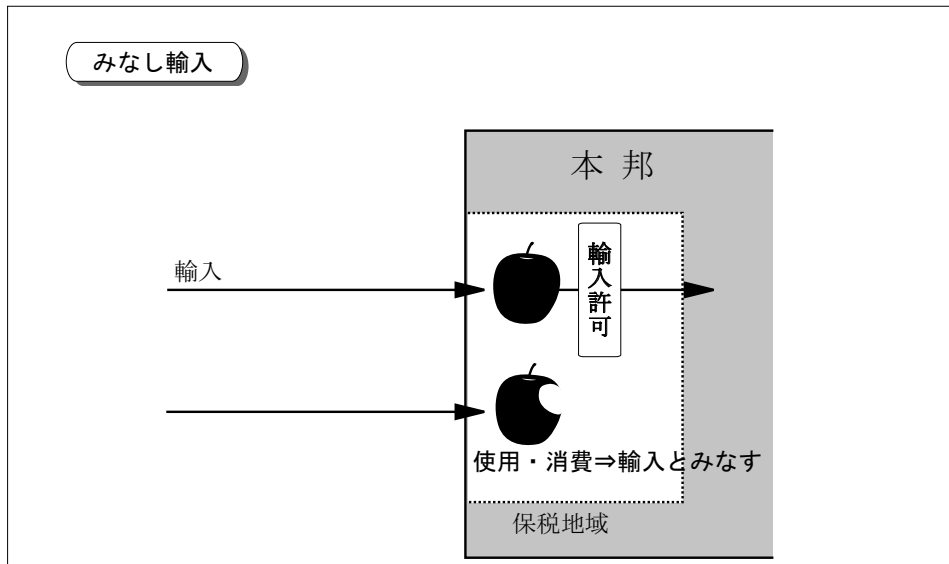
ここで、水産物に係る外国貨物、内国貨物についての規定を整理しておく。



- (1) **領海で採捕された水産物** 本邦の領海は、本邦に他ならないので本邦の領海で採捕された水産物は内国貨物であり、外国の領海は外国に他ならないので外国の領海で採捕された水産物は外国貨物である。これは、採捕した船舶の国籍とは関係がない。
- (2) **公海で採捕された水産物** 本邦であるとも外国であるともいえない公海で採捕された水産物については、どこの国の船舶が採捕したのかにより内国貨物と外国貨物の区別がされる。すなわち、本邦の船舶が採捕した水産物は内国貨物とされ、外国の船舶が採捕した水産物は外国貨物とされる。
- (3) **排他的経済水域で採捕された水産物** 関税法上は、排他的経済水域で採捕された水産物であっても、公海で採捕された水産物と同様に扱うこととし、排他的経済水域で採捕される水産物について格別の扱いはしていない（関税法2条2項）。すなわち、水産物を採捕した船籍によって、内国貨物と外国貨物の区別をする。※

※ 領海は基線（大潮の頃の潮が最も引いたときの海岸線）から12カイリとされている。排他的経済水域とは、基線から200カイリの海域（領海を除く。）に対する沿岸国の資源管轄権のことを意味する。

五 みなし輸入



外国から来た食料品を本邦の保税地域に搬入したが、引き取る前にその食料品を食べてしまったとする。この場合、引き取りはされていないから輸入とはいえず、関税を課すこともできないとすると、不合理である。なぜなら、もともと食べるために外国から運んできた貨物が本来の目的のため消費されたにもかかわらず、関税を払わないのはおかしいからである。そこで、関税法は、次のような「みなし輸入」の規定を設けている（関税法2条3項）。

<原則>

外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、または消費される場合には、その使用し、または消費する者がその使用または消費の時にその貨物を輸入するものとみなす。

このみなし輸入の制度は、形式的には引き取り行為がないため輸入にあたらぬ行為を、実質的観点から輸入とみなして関税法の拘束に服させるものであるといえる。具体的には、関税を課すための制度であると考えてよい。

ただし、この場合の使用、消費のすべてを輸入とみなし関税を課すのは妥当でないため、次のような例外規定が設けられている（関税法2条3項、施行令1条の2）。

MEMO

<例外>

次の場合の使用または消費については、輸入とはみなさない。

- ① 保税地域において関税法により認められたところに従って外国貨物を使用され、または消費される場合
- ② 本邦と外国との間を往来する船舶または航空機に積まれている外国貨物である船用品または機用品を当該船舶または航空機においてその本来の用途に従って使用し、または消費する場合
- ③ 旅客または乗組員がその携帯品である外国貨物をその個人的な用途に供するため使用し、または消費する場合
- ④ 税関職員が採取した外国貨物の見本を当該貨物についての検査のため使用し、もしくは消費する場合または権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて使用し、もしくは消費する場合

MEMO

MEMO

**重要条文
CHECK**

外国貨物が輸入される前に本邦において**使用**され、または**消費**される場合には、その**使用**し、または**消費**する者がその**使用**または**消費**の時にその貨物を輸入するものとみなす。

ただし、次の場合の**使用**または**消費**を除く。

- 1 **保税地域**において関税法により認められたところに従って外国貨物が**使用**され、または**消費**される場合
- 2 本邦と外国との間を往来する**船舶**または**航空機**に積まれている外国貨物である**船（機）用品**を当該船舶または航空機においてその**本来の用途**に従って**使用**し、または**消費**する場合 ※1
- 3 **旅客**または**乗組員**がその**携帯品**である外国貨物をその**個人的な用途**に供するため**使用**し、または**消費**する場合
- 4 関税法の規定により**税関職員**が採取した外国貨物の**見本**を当該貨物についての**検査**のため**使用**し、もしくは**消費**する場合またはその他の法律の規定により**権限のある公務員**が収去した外国貨物をその**権限**に基づいて**使用**し、もしくは**消費**する場合

※2

※1 外国から本邦に到着した外国貨物である船（機）用品は、保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）または航空機に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合においては、当該船（機）用品を積み込むとする者は、税関長に申告し、その承認を受けなければならない（関税法 23 条 1 項、2 項）。

※2 「その他の法律」として、食品衛生法、植物防疫法等が挙げられている（関税法施行令 1 条の 2 第 3 号）。

六 その他の外国貨物・内国貨物の区別

内国貨物と外国貨物の原則的な区別はわかったとして、次に例外的な規定がいくつかあるのでみていこう。

1 みなし内国貨物

外国貨物は輸入の許可を受けたときから内国貨物となることは前述したが、実は輸入の許可を受けずに本邦に引き取られる貨物もある。このように、一定の手続を経た貨物については、輸入の許可を受けていなくても輸入の許可を受けたもの、すなわち内国貨物とみなされることとなっている。これが「みなし内国貨物」である（関税法 74 条）。

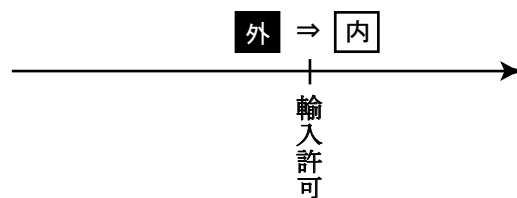
みなし内国貨物の制度は、形式的には輸入の許可がないため外国貨物とされるべき貨物を、実質的観点から内国貨物とみなして関税法のさまざまな規制から解放するのものと見える。

みなし内国貨物の代表例は、「郵便事業株式会社から交付された郵便物」である。郵便物については、簡易で迅速な通関が求められることから課税標準となる価格が 20 万円以下のものなどについては、輸入申告や輸入許可の制度が適用されない。

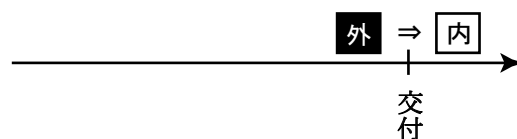
しかし、これではいつから内国貨物になるのか不明なので、「郵便事業株式会社から交付されたとき」と特に定められているのである。ここで「交付」とは、名宛人（受取人）に渡されることをいうので、配達途中の状態では、まだ交付前であり内国貨物とはみなされない。

※ 郵便物の輸入手続について、詳しくは第 2 章で学習する。

(1) 輸入許可がなされる貨物



(2) 輸入申告が不要な郵便物



MEMO

重要条文 CHECK

外国貨物で次のものは、輸入を許可された貨物とみなす。※1

- 1 郵便事業株式会社から交付された**郵便物**もしくは**信書**便物の送達を行う者から交付された**信書** ※2
- 2 保税展示場の**許可の期間満了後**保税展示場にある外国貨物について**関税が徴収**されたもの
- 3 **公売**または**随意契約**により売却されて**買受人**が買い受けたもの
- 4 保税工場、保税展示場および総合保税地域の外における**使用・作業の許可**を受けた貨物で、指定期間を経過して**関税を徴収**されたもの

※1 ここに挙げた代表例以外にも、以下のものが内国貨物とみなされる（関税法74条、施行令64条の2）。

(A) 国庫に帰属したもの

- ・ 関税法違反物件として没収された場合
- ・ 輸出してはならない貨物または輸入してはならない貨物として没収された場合
- ・ 関税法または刑事訴訟法の規定に基づき、領置、差押物件または押収物について還付公告後、6月を経過しても還付の請求がないため国庫へ帰属した場合
- ・ 通告処分により没収に該当する物件が納付された場合
- ・ その他法律の規定に基づき没取され、または国庫に帰属した場合

(B) 関税が徴収されたもの

- ・ 税関職員以外の公務員により売却、返却等の処分がされる外国貨物について税関への事前通報により関税が徴収された場合
- ・ 税関から返還される領置物件または差押物件について関税が徴収された場合

※2 保税地域に入れるため交付を受けた郵便物および関税法77条6項（関税の納付前における郵便物の受取り）の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物で、納税の告知に基づく関税の納付がされないものは除かれる（関税法施行令64条）。

MEMO

予備知識

郵便事業株式会社 郵便物・貨物の集荷、配達等の業務を主要な目的とする株式会社をいう。

平成19年10月1日の郵政民営化法施行に伴い設立された。

信書便物 民間事業者が取り扱う信書をいう。

cf. 信書…手紙、請求書、証明書、許可書 etc.

非信書…書籍、プリペイドカード、カタログ、小切手 etc.

七 その他の定義

いままで学習したほかに、関税法で定められている定義で試験対策として重要なものは以下のものである（関税法2条1項）。

- ・「外国貿易船」… 外国貿易のため本邦と外国の間を往来する船舶
- ・「外国貿易機」… 外国貿易のため本邦と外国の間を往来する航空機
- ・「沿海通航船」… 本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶
- ・「国内航空機」… 本邦と外国との間を往来する航空機以外の航空機
- ・「船用品」……… 燃料、飲食物その他の消耗品および帆布、綱、じょう器その他これらに類する貨物で船舶において使用するもの ※
- ・「機用品」……… 航空機において使用する貨物で船用品に準ずるもの
- ・「開港」……… 貨物の輸出および輸入ならびに外国貿易船の入港および出港その他の事情を勘案して政令で定める港
- ・「税関空港」……… 貨物の輸出および輸入ならびに外国貿易機の入港および出港その他の事情を勘案して政令で定める空港
- ・「不開港」……… 港、空港その他これらに代り使用される場所で、開港および税関空港以外のもの
- ・「附帯税」……… 関税のうち、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税および重加算税

※ 「じょう器」とは、船室等に備え付ける机、椅子、寝台、ラジオ、テレビ等の備品であって、旅客もしくは乗組員の生活に通常必要と認められるものをいう。

MEMO

第1章 確認問題

- | | | | |
|-----|---|---|---|
| □□□ | 1 | 外国の船舶により公海で採捕された水産物を、本邦に引き取る行為は、輸入である。 | ○ |
| □□□ | 2 | 輸出の許可を受けた貨物で、船積みされる前のものは、内国貨物である。 | × |
| □□□ | 3 | 本邦の船舶が外国の領海で採捕した水産物で、輸入申告がされているものは、内国貨物である。 | × |
| □□□ | 4 | 保税蔵置場において外国貨物に簡単な加工を行う行為は、輸入とみなされる。 | × |
| □□□ | 5 | 保税展示場内において観覧者が外国貨物である酒類を試飲する行為は、輸入とみなされる。 | ○ |
| □□□ | 6 | 積戻し申告された貨物で、積戻しの許可がされる前のものは、外国貨物である。 | ○ |

解説

- 2 輸出の許可を受けた貨物は、外国貨物である。
- 3 本邦の船舶が外国の領海で採捕した水産物は外国貨物であり、輸入許可を受けるまでは、輸入申告がされていても、外国貨物である。
- 4 関税法により認められた使用・消費なので、輸入とみなされない。

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

©2011TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。